

豊島区からのお知らせ

No.16

令和7年3月

豊島区都市整備部地域まちづくり課発行

東池袋五丁目の日傘広場が改修されました



施工前



施工後



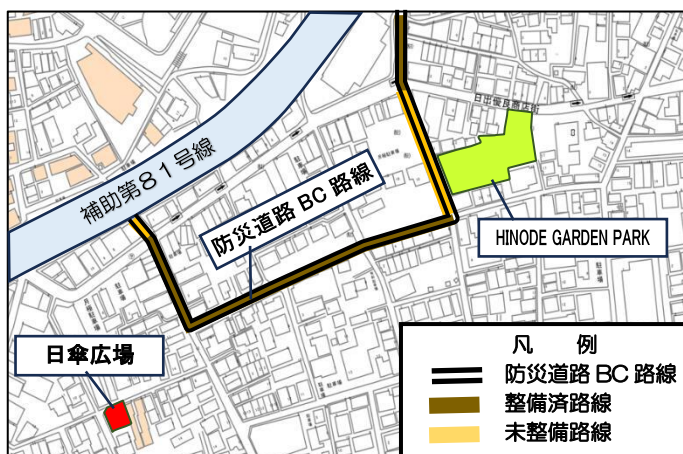
施工後のインターロッキング舗装

日頃より、東池袋四・五丁目地区のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

東池袋五丁目6番の辻広場「日傘広場」は、平成7年に整備され、地域の皆様に長く愛されてきましたが、今年度改修工事を行いました。きれいに生まれ変わった「日傘広場」を、引き続きご愛用ください。

辻広場は、東池袋四・五丁目地区にうるおいのある環境をつくるため、昭和61～平成10年にかけて11箇所が整備されました。それぞれテーマを持った小広場は、地域の憩いの空間となっています。

しかし、多くの辻広場が整備されてから歳月を経ているため、今後、地域の皆様にご意見を伺いながら順次改修を進めていく予定です。



位置図



このお知らせは、防災道路BC路線周辺の皆様に配布しています。
このお知らせに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

豊島区都市整備部地域まちづくり課 事業第1グループ

電話：03-3981-0489

Email：A0022706@city.toshima.lg.jp

老朽建築物の除却や建替えをお考えの皆様へ

●不燃化特区の助成制度が終了予定です。

現在、東池袋四・五丁目地区の不燃化を促進するために、区では老朽建築物の建替えや除却に要する費用の一部を助成しています。

この助成金を受け取るためには、**令和7年12月26日までに**工事完了と助成金交付申請書の提出が必要です。

また、老朽建築物を**取り壊す前に**区に申請し、承認を受ける必要があります。

ご検討中の方は、お早目に下記にお問い合わせください。



・戸建建替え助成の例

建替え前



建替え後



※事前に区の審査が必要

【助成対象】

除却費、設計費及び工事管理費

- ・耐用年数の3分の2を超過したもの
- ・建物の所有権を有する個人、中小企業(宅建業者を除く)、公益法人等

除却費、設計費及び工事管理費、建築工事費

- ・耐火建築物等又は準耐火建築物等
- ・建築工事費
- ・建替え後に耐火性能が向上する建築物

【助成額】

除却費 (上限1000万円)	実際に要した額	又は	現況床面積×区が定める単価で算出した額	の低い方
+				
設計・監理費			地上1～3階の登記床面積に応じて区が定める額	
+				
建築工事費			地上1～3階の登記床面積と耐火性能に応じて区が定める額	

問い合わせ先：豊島区地域まちづくり課 事業調整グループ

電話：03-3981-1464